

情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方について

平成13年8月29日
K D D I 株 式 会 社

1 背景

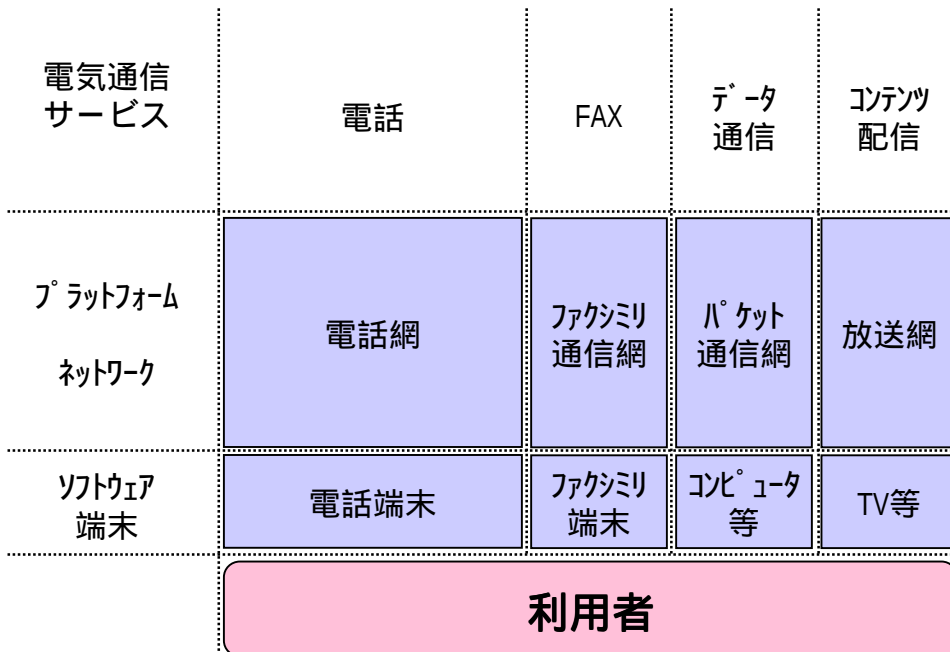
○ サービスの多様化とネットワークの融合

ネットワークのブロードバンド化、高度化やインターネットの普及、及びデジタル化技術の進展等に伴い、電気通信サービスの市場は、電話や専用線のような基本電気通信サービスから、コンテンツ配信、電子商取引等に代表されるような高付加価値通信サービスに軸足を移しつつあります。

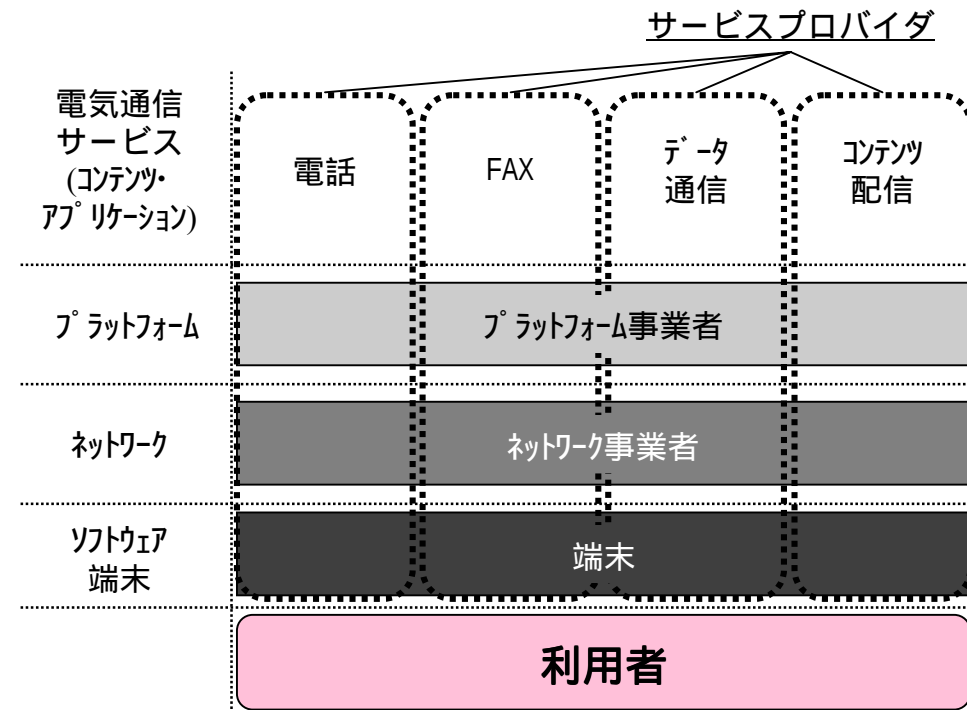
同様に、従来、各種電気通信サービスと不可分であったネットワークやプラットフォームは、技術革新の進展に伴い、これまでのサービス毎に個別に構築されたものから、IP技術等を軸としてシームレスに統合されたものに移行することが可能となりつつあります。

イメージ

【従来】

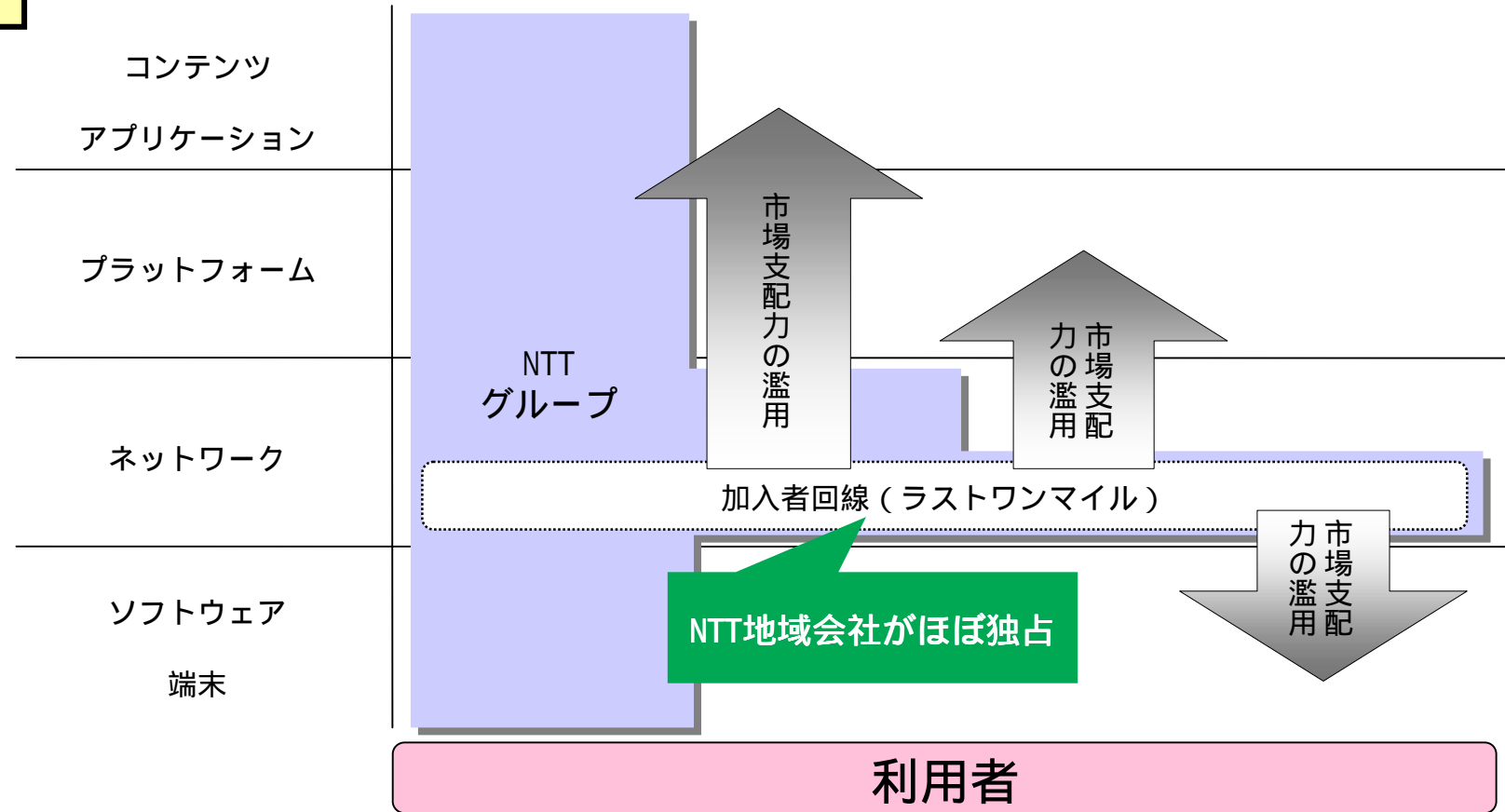


【今後】



2 電気通信市場の現状と課題

イメージ



【課題】

加入者回線の市場支配力を背景とした他レイヤへの進出・シェア拡大

- 他のDSL事業者の妨害
- マイラインの不公正営業 等

3 今後望まれる競争政策の在り方（１） - 加入者回線市場における「卸」・「小売」の分離 -

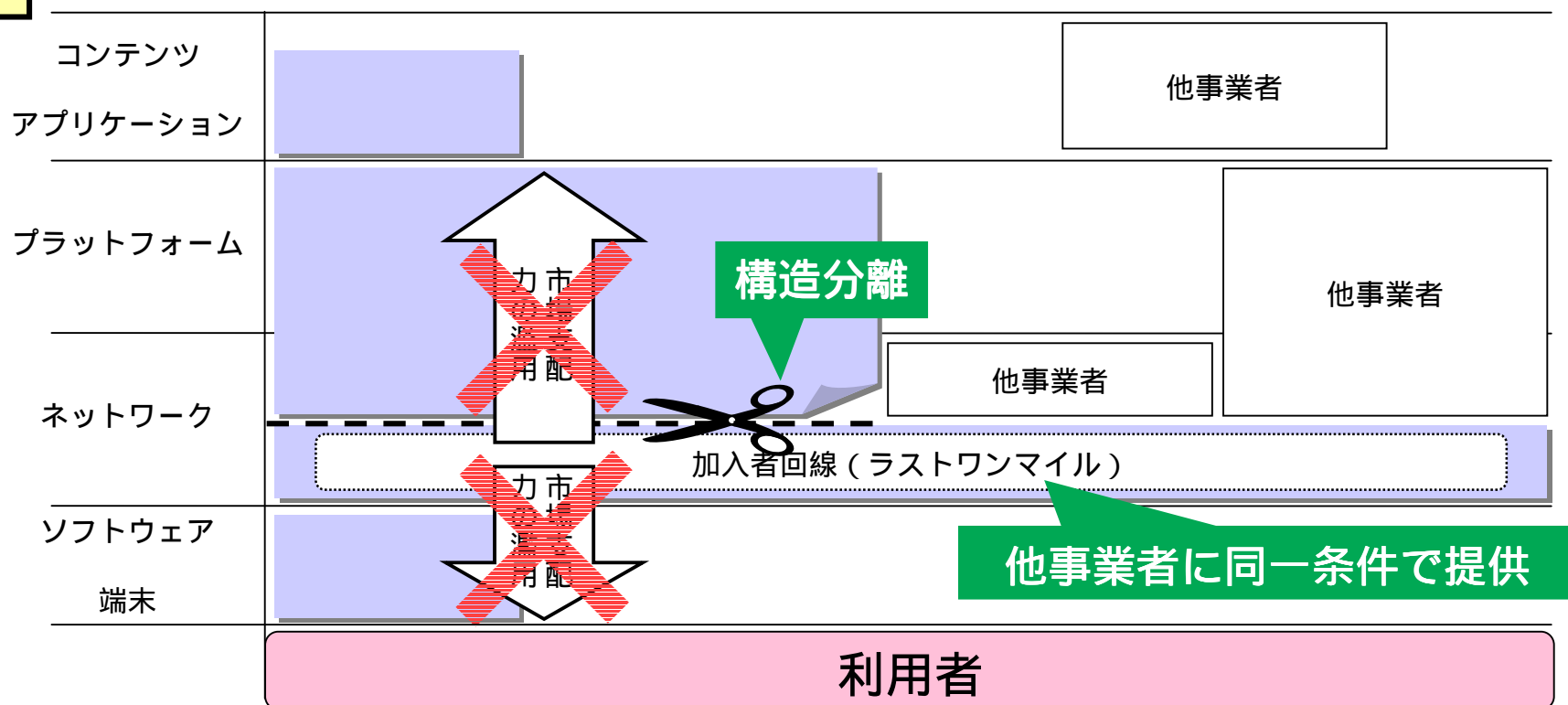
- ボトルネック独占を背景とした支配的事業者による垂直統合の抜本的見直しが必要
 - ・ ボトルネック独占を背景とした支配的事業者による、競争市場（他レイヤ）への市場支配力の濫用防止が必要

【ネットワークレイヤにおける事例】

- ・ 支配的事業者の地域通信事業を「卸」事業と「小売」事業に構造分離
- ・ 「卸」事業者には全ての「小売」事業者に対し公平な回線卸売を行う（*）ことを義務付けること（ファイアウォールの設置）により、「小売」事業者間における競争を促進

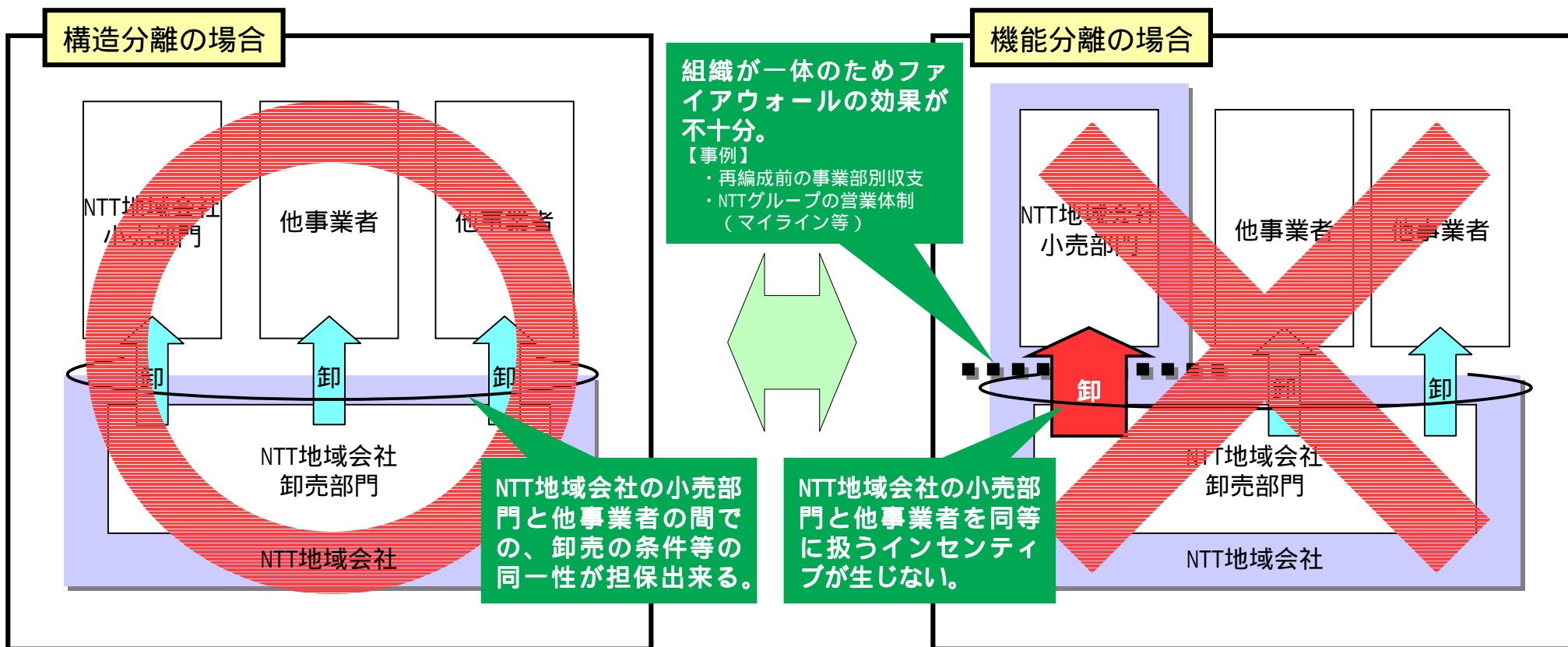
（*）顧客情報や営業体制、接続条件等の同等性確保を含む。

イメージ



3 今後望まれる競争政策の在り方（１） - 加入者回線市場における「卸」・「小売」の分離 -

【構造分離の必要性】



機能分離では、例えば顧客情報、接続条件、営業体制等の面において、他事業者との同等性が担保出来ません。

< 参考 > 支配的事業者の他レイヤへの進出の条件 - 米国の例 -

○ ベル系地域電話会社の長距離サービス等への進出に関する条件等

ベル系地域電話会社が、自社網を提供する自社営業エリアからの LATA間電気通信サービス（情報サービス等を含む。以下本ページ中において同じ。）を提供する条件等には、以下のような項目があります。

1 資本分離

ベル系地域電話会社は、1984年のAT&T分離分割の際、AT&Tとの資本関係を完全に分離されている。

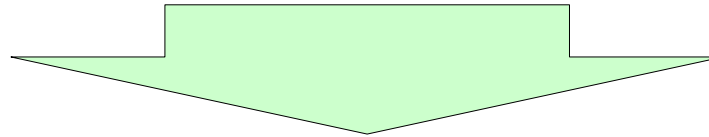
2 米国通信法第271条関連

ベル系地域電話会社の自エリア内発長距離サービスの参入要件

- (1) 自エリア内に設備ベースの競争事業者が存在
- (2) 14項目のチェックリスト
- (3) 子会社分離要件
- (4) 公共の利益

ベル系地域電話会社がLATA
間電気通信サービスに進出
する場合の条件

日本語については、仮訳。



資本分離を前提とし、

- ベル系地域電話会社がLATA間電気通信サービスに進出するには、4つの条件が課されています。
- 14項目のチェックリストだけではありません。

＜参考＞ 米国における構造分離の事例（1/2）

○ コネチカット州（SNET）の例

規制当局	コネチカット公益事業委員会（DPUC）
対象事業者	Southern New England Telecommunications Corp. (SNET) （非ベル系既存地域電話会社（ILEC）。のちベル系のSBCが買収。
実施時期	2001年（予定）（1997年6月に条件付き承認、2001年に最終決定の予定）
実施内容	市内サービス部門を卸売事業（＝規制事業）（SNET）と小売事業（＝非規制事業）に分離し、後者を非規制の長距離事業（SNETアメリカ）と一体化。尚、市内サービス加入者の自動的なSNETアメリカへの移管を州当局は認めず、市内サービスにもイコールアクセス（優先接続）を導入し、加入者にバロットで事業者を選択する機会を与えることになった。
実施理由	長距離事業者（IXC）及び競争的地域事業者（CLEC）に対抗するため、SNET自らが希望して州当局に嘆願（1997年1月）
構造上及び取引上の要件	＜次頁を参照＞
料金規制、事業領域規制等	・小売事業が提供する市内通信サービスに対しプライスカップ方式による料金規制を引き続き適用する（電話基本料金、市内電話料金、番号案内料金）。ただしその他の面については競争的地域事業者（CLEC）なみの規制とする。 ・卸売事業は提供する相互接続サービス等に対しては従来通りの既存地域事業者（ILEC）なみの規制を維持。
ネットワーク設備の帰属	・局舎を含むネットワーク設備は全て卸売事業に帰属 ・小売事業は営業、顧客対応、料金請求等に必要な設備のみを承継

＜SNETにおける分離の推移＞

		卸・小売分離前 （当時の提供形態）	卸・小売分離後 （認可内容）	SBCとの合併後 （認可内容）
小売	情報 ^(*4)			
	国際 ^(*3)	SNET アメリカ （SNETの 関連会社）	SNET アメリカ （通信法第272条 に基づく 分離関連会社）	SNET アメリカ （通信法第272条 に基づく 分離関連会社）
	長距離 ^(*2)			通信法第271条未認可 のため営業停止
	地域 ^(*1)	SNET		SNET アメリカ （通信法第272条 に基づく 分離関連会社）
卸売 （相互接続）			SNET	SNET

（*1）地域とは、LATA内市内（基本料金を含む）及び市外サービスを指す。

（*2）長距離とは、自社エリア内発LATA間サービスを指す。

（*3）国際とは、自社エリア内発国際サービスを指す。

（*4）情報とは、自社エリア内発LATA間情報サービスを指す。

【出典：DPUC Decision (1997年6月25日), FCC Order (FCC 98-276)】

＜ 参考 ＞ 米国における構造分離の事例（2/2）

○ 構造上及び取引上の要件

* 連邦通信法第272条及びFCCの実施に基づく分離関連会社要件を最低限の基準とする。（コネチカット州公益事業委員会の決定）

概要（連邦通信法第272条(b)）	具体的な内容（FCC 96-489等）
(1) BOCとは独立して運営する。	・ 伝送・交換設備、土地及び建物の共同所有禁止。 ・ 第272条分離関連会社が独立事業者間取引として非差別的な条件でBOCから（共用しない）設備を取得するあるいはコロケーションを行うことは可能。 ・ 事務所・マーケティング用設備あるいは管理部門機能の共有については会計分離。 ・ 関連会社間での設備の設置・所有・保守機能の提供（要因共有）禁止。（サービス提供におけるコア部分である設備の設置・運用・保守機能について、会計分離は技術上困難かつコスト配賦において事業者の恣意性が働きやすいことから、FCCは規制コスト及び効果の点で不十分とし、BOC及びその関連会社間での提供あるいは要員の共有を禁止することとした。）
(2) 帳簿類、記録、会計報告書をBOCと分離する。	＜省略＞
(3) 役員、取締役及び社員をBOCと分離する。	・ 設備の設置・所有・保守機能以外のサービス（各種機能）あるいはそれに係る要員については共有・共用が可能。 ・ マーケティング機能。要員の共有・共用については、第272条(g)において、BOC本体がLATA間サービスを提供可能となった場合、共同マーケティングを行うことができることからこれを可能とする。 ・ 共有・共用可能な場合であっても、独立事業者としての取引、取引の記録・公表、提供条件の非差別義務の規定、及び会計分離の規則が課される。
(4) 不履行の際、BOCの信用貸しをしない。	・ 第272条分離関連会社の連名契約者がBOCの親会社あるいはその他の系列会社である等、直接BOCが契約当事者でなくとも、BOCの資産が担保されるいかなる契約も禁止する。 ・ BOCの親会社が社債や株式の発行等により債務を保証する等、BOCの資産が担保となっていないいかなる契約も禁止されない。
(5) BOCとの全ての取引は独立した当事者間の取引とし、その取引は書類に残し、公的な監査を可能とする。	・ 第272条分離関連会社はすべてのBOCとの、サービス、伝送装置、交換設備の提供を含む取引について、独立事業者間のものとして行い、取引内容を書面で記録し公表しなければならない。

< 参考 > 構造分離に関するOECDの勧告（1/2）

DRAFT COUNCIL RECOMMENDATION CONCERNING STRUCTURAL SEPARATION IN REGULATED INDUSTRIES(*)より抜粋

1. 2001年3月23日、競争政策委員会は添付の「規制産業の構造分離に関する理事会勧告」案を承認することとし、採択に向けOECD理事会に勧告案を送付することを決定した。本告知は、勧告の内容を説明すると同時に理事会に本勧告案の採択を促すものである。
2. 本勧告は、規制企業、特に自由化が進行中の公益事業及びネットワーク産業を対象としている。自由化による潜在的な利益は、よく認識されているように、コストの効率性の改善、より良いサービス、製品の多様化、高度なイノベーション、また利用者及び顧客への低廉な価格の提供などがある。しかし、問題は、既存企業がボトルネックあるいは不可欠設備をコントロールすると同時に、当産業の競争的分野で新規参入を目指す企業と競合した場合、その自由化による完全な潜在的利益を得られない可能性があることである。規制当局の努力にも関わらず、ボトルネック設備の所有者はその地位を利用して競争を制限したり、遅らせたりすることがよくある。当企業のボトルネック部分を他の部分から分離させることにより、全企業はイコルフットイングで競争でき、最大限可能なまでに競争を進展させることが可能となる。本勧告の主な効果は、OECD加盟国に、統合と分離との潜在的な利益を注意深く比較し、自由化または民営化の決定時にそのような分離を真剣に検討することを促すものである。競争政策委員会は、本勧告を、自由化による完全な潜在的利益を実現し、利用者及び顧客への提供を確保するための重要なステップと考える。
・
・
・
8. いくつかの場合において、政策決定者は、完全な所有の分離には至らないまでも、「会計分離」、「会社分離」のような、様々な形式の分離を課そうと試みている。勧告においては、これらにはいくらかのメリットがあると考えているが、根底にある「アクセスを拒否する」というインセンティブについて考慮していないため、真の構造分離ほど有効に機能しないと考えている。

(*) 決定した勧告の内容は本勧告案と同じ。

本勧告に関するニュースリリースより抜粋（2001年4月30日付）

“OECD理事会は、OECD加盟国に、特に民営化もしくは自由化プロセスの際に、規制産業の独占部分と競争部分の分離の検討を行うよう促す規制産業の構造上の分離に関する勧告を採択した。”

< 参考 > 構造分離に関するOECDの勧告 (2/2)

【原文】

DRAFT COUNCIL RECOMMENDATION CONCERNING STRUCTURAL SEPARATION IN REGULATED INDUSTRIES(*)より抜粋

1. On 23 March 2001, the Committee on Competition Law and Policy (“CLP”) approved the attached draft Recommendation of the Council concerning Structural Separation of Regulated Industries and decided to transmit the draft Recommendation to the OECD Council for adoption. This note describes the Recommendation and invites the Council to adopt it.
2. This Recommendation is targeted at regulated industries, especially public utility and network industries which are in the process of liberalisation. The potential benefits of liberalisation are well-known and include improved cost efficiency, better service, greater product variety, enhanced innovation and lower prices for users and consumers. The problem is that the full potential benefits of liberalisation may not be achieved if an incumbent firm both controls a bottleneck or essential facility and, at the same time, competes in the competitive parts of the industry against new firms which are seeking to enter. Despite the efforts of regulators, the owner of the bottleneck can often use that position to restrict or slow the development of competition. Separating the bottleneck from the other parts of the industry ensures that all firms compete on an equal footing, allowing competition to develop to the maximum extent possible. The primary effect of this Recommendation is to encourage Member Countries to take serious consideration of such separation at the time of liberalisation and privatisation decisions, carefully balancing the pros and cons of separation against potential benefits of integration. The CLP Committee sees this Recommendation as an important step towards ensuring the full potential benefits of liberalisation are realised and passed on to users and consumers.
:
:
8. In some instances, policy-makers seek to impose various forms of separation which fall short of full ownership separation, such as “accounting separation” or “corporate separation”. The Recommendation recognises that these have some merit but, because they do not address the underlying incentive to deny access, are not likely to be as successful as true structural measures .

全文は <http://www.oecd.int/daf/clp/Recommendations/vertical-e.pdf> を参照。

本勧告に関するニュースリリースより抜粋 (2001年4月30日付)

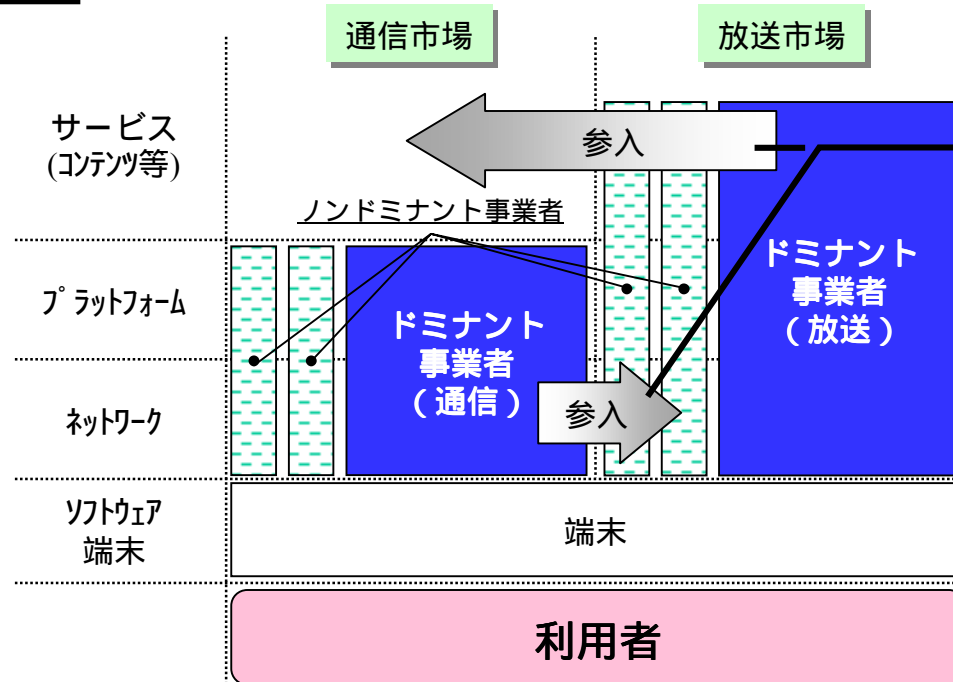
With this in mind, the OECD Council has adopted a Recommendation on Structural Separation of Regulated Industries which urges Member countries to consider separating the monopoly and the competitive parts of regulated industries, especially during the process of privatisation or liberalisation.

全文は <http://www.oecd.int/media/release/nw01-41a.htm> を参照。

3 今後望まれる競争政策の在り方（２） - 通信と放送の融合に係る課題等 -

今後、サービスの多様化とネットワークの融合に伴い、通信と放送についても融合が進展することが想定されますが、それぞれの市場のドミナント事業者が他方の市場に進出するにあたっては、情報通信市場全体の公正競争確保の観点から、慎重な対応が必要と考えます。

イメージ



- 直接参入
- 既存の事業者（又はその関連会社）との提携
- 子会社の設立 等

ドミナント事業者の市場支配力を他方の市場で濫用することにより、情報通信市場全体において巨大な市場支配力を持つこととなる。

例えば放送コンテンツの流通等の新たな市場においても、弊害が生じることが想定される。

通信市場や放送市場のドミナント事業者が他方の市場に進出することに対しては、情報通信市場全体の公正競争確保の観点から、何らかの措置が必要。